

○財務省告示第四百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年四月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・八トン
二	〇トン
三	四トン
四	三二、四二二トン
五	一、四八〇トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	
五七二トン	一、〇六三トン	一六、四四五トン	一四一、六五〇トン	一〇、〇三四トン	五四三トン	六四六、〇三三トン	一、三〇四、四六〇トン	五、六三八、二四七トン	七八、九二八トン	四、三八七トン	八、三六四トン	四六、九七〇トン	一トン	一八トン	七トン	七トン

二九		五二五トン
二八		八・三トン
二七		一六、八六四トン
二六		六、二〇七トン
二五		〇トン
二四		一八トン
二三		六、一五六トン
二三		六六九トン
二二		二七、一二四トン